る額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額、平成二十六年度から令和元年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

16　病院事業一般会計出資債同意等額は、「令和二年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和二年四月一日付け総財公第七十七号）に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［17・18　略］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、平成三十一年度繰出基準第１、６(２)イ(ア)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる数（なお、繰出しの対象となる上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の供給単価が百八十二円未満の場合、次の算式により得られる数に十分の九を乗じた額）として総務大臣が調査した額（千

当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額、平成二十六年度から平成三十年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

16　病院事業一般会計出資債同意等額は、平成三十一年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から平成三十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［17・18　同上］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、平成三十一年度繰出基準第１、６(２)イ(ア)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる数（なお、繰出しの対象となる上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の供給単価が百八十一円未満の場合、次の算式により得られる数に十分の九を乗じた額）として総務大臣が調査した額（千円